

【 資 料 第 5 号 】
保健衛生部保健サービスセンター

乳幼児健康診査の検査項目の変更について

1 概要

区市町村が実施する3歳児健康診査は、家庭での視力検査を併用し、眼の疾患及び異常の有無についても確認することとされている。乳幼児の弱視等は早期発見することで治療が可能であることから、眼の状態を計測する屈折検査を令和6年4月より追加実施する。

また、母子保健法施行規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第172号）に基づき、各乳幼児健診項目の見直しを行う。

2 変更内容

- (1) 3歳児健康診査項目である視力検査に、専用機器を用いた屈折検査を追加し、両保健サービスセンターで実施する。
- (2) 4か月及び1歳6か月児健康診査における胸囲測定並びに3歳児健康診査における頭囲測定を廃止する。

3 今後の予定

令和6年1月	健康診査対象者へ受診案内を通知（3月実施分）
2月	区報2月10日号による周知 看護師による機器操作研修等導入準備 健康診査対象者へ受診案内を通知（4月実施分）
3月	3歳児健康診査対象者屈折検査テスト運用開始
4月	測定内容変更及び正式運用開始